

匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（令和6年匝瑳市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号の規則で定める産業廃棄物)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。

- (1) ガラスくず、コンクリートくず（工作の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- (2) 鋳さい
- (3) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- (4) ばいじん
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が定める産業廃棄物

(条例第2条第1号の規則で定める処理)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める処理は、固化、凝集、天日乾燥その他市長が定める処理とする。

(条例第2条第1号の規則で定める行為)

第4条 条例第2条第1号の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。）の適用を受ける行為のうち規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第12条第1項、第13条第1項又は第14条第12項の規定の適用を受ける運搬若しくは処分に伴う保管として行う再生土の堆積又はこれらの規定の適用を受ける処分として行う再生土の堆積

(2) 法第13条の14第1項の規定による撤去等に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積

(3) 法第14条第15項の規定により受託した者が、運搬若しくは処分に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積

2 条例第2条第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 条例第2条第1号に規定する産業廃棄物の同号に規定する処理により生じた物を当該処理をした場所で保管するために行う再生土の堆積

(2) 舗装工事として行う再生土の堆積

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が定める再生土の堆積
(安全基準)

第5条 条例第6条の安全基準は、別表第1その1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1その1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、土砂等の埋立て等に使用される土砂等が再生土の場合の条例第6条の安全基準は、別表第1その2から同別表その4までの各表の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

4 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1その2から同表その4までの各表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同別表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(環境影響の防止措置等)

第6条 条例第8条第3項第1号の規則で定める方法は、市長が別に定めるところにより作成した検液について、水素イオン濃度にあつては日本産業規格K0102（以下この項において「規格」という。）12・1に定める方法により、塩化物イオン濃度にあつては規格35に定める方法により測定する方法とす

る。

2 条例第8条第3項各号の規則で定める基準は、水素イオン濃度にあつては水素イオン濃度指数が8.5以下であることとし、塩化物イオン濃度にあつては検液1リットルにつき500ミリグラム以下であることとする。

3 条例第8条第3項第2号の規則で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

(1) 水素イオン濃度 次のいずれかの措置

ア 土砂等の埋立て等に使用された再生土の表面を、舗装その他の方法により、容易に破損しない不透水性の材料で覆うこと。

イ 土砂等の埋立て等に使用された再生土の表面を、当該土砂等の埋立て等に供する区域の地盤を掘削した土砂で30センチメートル以上覆うこと。

ウ 市長が別に定めるところにより、土砂等の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水（次号において「流出水」という。）の水素イオン濃度指数を減少させるための設備を設けること。

エ アからウに掲げるもののほか、市長が定める措置

(2) 塩化物イオン濃度 次のいずれかの措置

ア 前号アに掲げる措置

イ 市長が別に定めるところにより、流出水に含まれる塩化物イオンを除去するための設備を設けること。

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が定める措置

(公共的団体の範囲)

第7条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び東日本高速道路株式会社

(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であつて、土壤の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第7号の市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

3 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、その認定の可否を決定し、公共的団体認定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（適用除外）

第8条 条例第9条第3号の規則で定める事業は、次に掲げる行為とする。

- (1) 農業委員会へ軽微な農地改良の届出がされた採取土砂等（採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）がなされた採取場から採取された土砂等をいう。以下この項において同じ。）を用いて行う事業
- (2) 特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の採取土砂等を用

いて行う特定事業で、建築主が自ら居住する専用住宅又は併用住宅の建築に係るもの

(3) 特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の採取土砂等を用いて行う特定事業で、当該特定事業の施工前における地盤面の最も低い地点と施工後における最も高い地点との高低差が1メートル未満となる事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が認める事業

2 前項各号に掲げる事業を行おうとする者は、当該事業の特定事業区域ごとに、あらかじめ、市長が別に定めるところにより、当該事業について市長に届け出るものとする。

(事前協議)

第9条 条例第10条に規定する協議は、市長と協議しようとする者（以下「事前協議者」という。）が、特定事業計画書（第3号様式）（条例第16条第1項の許可の申請をしようとする場合は特定事業変更計画書（第4号様式））に、次に掲げる事項を記載した書類及び図面（同項の許可を受けようとする場合は、変更に係るものに限る。）を添付して行わなければならない。

(1) 事前協議者が個人である場合は、当該個人の住民票の写し

(2) 事前協議者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による市町村長の認可を受けた地縁による団体にあつては、市町村長が発行した証明書。以下同じ。）

(3) 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書及び役員（条例第15条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し）

(4) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図

(5) 特定事業区域の実測求積図

(6) 特定事業区域の現況平面図及び現況断面図

(7) 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構

造が確認できるものに限る。)

(8) 特定事業区域及び当該特定事業区域に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し

(9) 特定事業区域及び当該特定事業区域に隣接する土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域が確認できるものに限る。)

(10) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

(11) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画

(12) 特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合は、その構造）を記載した書面

(13) 次項第2号に規定する地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書（第5号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第6号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。)

(14) 特定事業に使用される土砂等が再生土の場合は、当該再生土の性状を証する書面

(15) 住民説明会の計画書

(16) 特定事業により特定事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理に支障を生じさせないための方策計画

(17) 特定事業区域の排水計画及び排水計画図

(18) 特定事業が別表第2その1に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面又は当該行為に係る許認可の申請書（当該許認可に係る通知書がある場合は当該通知書）の写し

(19) 条例第8条第3項並びに条例第15条第1項第6号及び第11号の規定により講じる措置の内容を記載した書面

(20) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 前項第12号の特定事業区域の表土の地質の状況は、次に定める方法による

地質検査により得られたものでなければならない。

(1) 地質検査は、次に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれに定める数以上の区域に等分して行うこと。

ア 3,000平方メートル未満 1

イ 3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 2

ウ 10,000平方メートル以上 イに定める数に10,000平方メートルを超えるごとに1を加算した数

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに、当該区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合は、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該特定事業区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。

(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれ採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。

(4) 地質検査は、前号の規定により採取された試料ごとに、別表第1その1(同号の試料とする土砂等が再生土の場合は同別表その2から同別表その4までの各表)の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同別表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

3 市長は、条例第10条の規定による協議が整った場合は、その旨を事前協議者に特定事業事前協議済通知書(第7号様式)により通知するものとする。

4 前項の特定事業事前協議済書の有効期間は、1年間とする。

5 市長は、条例第10条に規定する協議が、当該協議を開始した日から1年を経過しても成立しない場合は、当該協議を終了するものとする。

(説明会)

第10条 条例第11条第1項の規則で定める周辺関係者は、同項における条例第9条の許可の申請をしようとする者に係る特定事業の特定事業区域(当該条例第9条の許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、特定事業場)の外周部から300メートル以内の区域に居住する住民とする。

2 条例第11条第1項及び第2項の規則で定める事項(条例第16条第1項の

許可を受けようとする場合は、変更に係るものに限る。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第9条の許可の申請をしようとする者の氏名、住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（以下「名称等」という。））及び連絡先並びに申請の担当者の氏名及び連絡先
- (2) 特定事業区域（条例第9条の許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、特定事業場）の位置及び面積
- (3) 特定事業の期間
- (4) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造（条例第9条の許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造）
- (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量
- (6) 特定事業が完了した後の土地の利用計画
- (7) 調整池の構造
- (8) 特定事業区域（条例第9条の許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、特定事業場）の排水計画に関する事項
- (9) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画及び当該計画に記載された当該土砂等を購入する事業者の氏名、住所及び連絡先又は当該事業者が法人の場合は名称等及び連絡先に関する事項
- (10) 特定事業区域（条例第9条の許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、特定事業場）への土砂等の搬入経路に関する事項
- (11) 特定事業に使用される土砂等が再生土の場合は、当該再生土の性状に関する事項
- (12) 条例第8条第3項並びに条例第15条第1項第6号及び第11号の規定により講じる措置の内容
- (13) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第9条の許可の申請をしようとする者は、条例第11条第1項の規定により説明会を開催する場合は、周辺関係者の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これらの事項をあらかじめ周辺関係者及び条例第12条第

1 項の同意を得なければならない者に対し、書面の配付その他適切な方法により周知しなければならない。

4 条例第9条の許可の申請をしようとする者は、説明会が終了した場合は、速やかに、出席者名簿及び会議録を作成し、住民説明会報告書（第8号様式）により市長に報告するものとする。

5 条例第11条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

（1） 天災、交通の途絶その他不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

（2） 条例第9条の許可の申請をしようとする者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

6 条例第11条第2項の規則で定める方法は、周辺関係者に対して、第2項に掲げる事項を記載した書面を配付又は送付する方法とする。

（特定事業に対する同意等）

第11条 条例第12条第1項（条例第16条第1項及び条例第28条第1項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定による特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場内）の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものとする。

2 条例第12条第1項の規則で定める者は、特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、当該申請に係る特定事業場）の外周部から100メートル以内の区域を受益地とする土地改良法第10条第1項の規定により認可された土地改良区その他市長が別に定める者とする。

3 条例第12条第1項の規定による同意は、特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（権利者用）（第9号様式）、特定事業区域内（特定事業場内）土地使用同意書（土地所有者用）（第10号様式）及び特定事業施工同意書（関係者用）（第11号様式）によらなければならない。

4 条例第12条第2項（条例第16条第1項及び条例第28条第1項において準用する場合を含む。）の規定による隣接の土地の所有者の同意は、隣接土地所

有者同意書（第 1 2 号様式）によらなければならない。

5 条例第 1 2 条第 4 項の規則で定めるものは、別表第 2 その 2 に掲げる行為とする。

（許可の申請）

第 1 2 条 条例第 1 3 条第 1 項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（第 1 3 号様式）とする。

2 条例第 1 3 条第 1 項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
ただし、第 1 号、第 3 号、第 7 号から第 1 2 号まで、第 1 5 号、第 1 7 号、第 2 0 号、第 2 6 号、第 2 8 号、第 2 9 号及び第 3 3 号に掲げる書類又は図面は、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がない場合は、前項の申請書にその旨を記載することにより当該書類又は図面の添付を省略することができる。

（1） 申請者が個人の場合は、当該個人の住民票の写し（当該申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書）

（2） 申請者が条例第 1 5 条第 1 項第 1 号アからケまで及び同項第 1 4 号のいずれにも該当しない者であることの誓約書（第 1 4 号様式）

（3） 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

（4） 申請者が法人である場合は、当該法人の役員の住民票の写し

（5） 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 1 0 0 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときはこれらの者の住民票の写し及びこれらの者が法人であるときはこれらの者の登記事項証明書

（6） 申請者に第 1 4 条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し

（7） 特定事業区域の位置図及び付近の見取図

（8） 特定事業区域の実測求積図

（9） 特定事業区域の現況平面図及び現況断面図

- (10) 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）
- (11) 特定事業区域及び当該特定事業区域に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (12) 特定事業区域及び当該特定事業区域に隣接する土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域が確認できるものに限る。）
- (13) 特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合は、その構造）を記載した書面
- (14) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第9条第2項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（第5号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第6号様式）
- (15) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (16) 土質試験等に基づき土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合は、当該安定計算を記載した書面
- (17) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合は当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書
- (18) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (19) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (20) 条例第8条第3項並びに条例第15条第1項第6号及び第11号の規定により講じる措置の内容を記載した書面
- (21) 特定事業が別表第2その1に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面又は当該行為に係る許認可の申請書（当該許認可に係る通知書がある場合は当該通知書）の写し

(22) 現場責任者選任書(第15号様式)及び当該現場責任者の住民票の写し

(23) 前条第3項の特定事業区域内(特定事業場内)施工同意書(権利者用)(第9号様式)、特定事業区域内(特定事業場内)土地使用同意書(土地所有者用)(第10号様式)及び特定事業施工同意書(関係者用)(第11号様式)並びに同条第4項の隣接土地所有者同意書(第12号様式)

(24) 土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書(第16号様式)

(25) 特定事業に使用される土砂等を販売した事業者(以下「販売事業者」という。)ごとの搬入量及び搬入期間を記載した書面

(26) 特定事業に使用される土砂等が再生土の場合は、当該再生土の性状を証する書面

(27) 特定事業に使用される土砂等の売買に関する事項を記載した書面

(28) 特定事業区域の排水計画及び排水計画図

(29) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画

(30) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図

(31) 農地転用が必要な場合は、許可書の写し

(32) 埋蔵文化財の所在の有無に関する書類

(33) 特定事業により特定事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理に支障を生じさせないための方策計画並びに特定事業区域内の当該公共施設の占用許可書その他の許可書の写し

(34) 条例第15条第1項第12号の境界に係る境界確定図の写し

(35) 第9条第3項の特定事業事前協議済通知書(第7号様式)の写し

(36) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第13条第1項第11号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所(以下「氏名等」という。)(当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の名称等並びに役員の氏名等及び役職名又は呼称)

(2) 申請者が法人である場合は、当該法人の役員の氏名等及び役職名又は

呼称

(3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名等

(4) 申請者に第14条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の氏名等及び役職名又は呼称

4 条例第13条第2項に規定する申請書は、一時堆積特定事業許可申請書（第17号様式）とする。

5 条例第13条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
ただし、第1号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる書類又は図面は、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がない場合は、前項の申請書にその旨を記載することにより当該書類又は図面の添付を省略することができる。

(1) 第2項第1号から第6号までに掲げる書類

(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図

(3) 特定事業場の実測求積図

(4) 特定事業場の現況平面図及び現況断面図

(5) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）

(6) 特定事業場及び当該特定事業場に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し

(7) 特定事業場及び当該特定事業場に隣接する土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業場が確認できるものに限る。）

(8) 特定事業場の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図

(9) 特定事業場の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合は、第2項第14号に掲げる書類及び図面

(10) 第2項第15号、第21号から第27号まで、第29号から第32号

まで、第 3 4 号及び第 3 5 号に掲げる書類及び図面

(1 1) 条例第 8 条第 3 項及び条例第 1 5 条第 1 項第 1 1 号の規定により講
じる措置の内容を記載した書面

(1 2) 特定事業場の排水計画及び排水計画図

(1 3) 特定事業場内に道路又は水路がある場合は、占用許可書その他の許
可書の写し

(1 4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

6 条例第 1 3 条第 2 項第 9 号の規則で定める事項は、次に定めるものとする。

(1) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名等（当該法定
代理人が法人である場合は、当該法定代理人の名称等及び役員の氏名等及び
職名又は呼称）

(2) 申請者が法人である場合は、当該法人の役員の氏名等及び役職名又は
呼称

(3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 以
上の株式を有する株主若しくは出資の額の 1 0 0 分の 5 以上の額に相当する
出資をしている者があるときは、これらの者の氏名等

(4) 申請者に第 1 4 条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の氏名
等及び役職名又は呼称

(5) 特定事業の期間

7 第 2 項第 1 4 号の特定事業区域の表土の地質検査及び第 5 項第 9 号の特定事
業場の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場
合に行う第 2 項第 1 4 号の地質検査は、第 9 条第 2 項に掲げる方法によらなけ
ればならない。

(決定通知)

第 1 3 条 条例第 1 3 条第 3 項の規定による通知は、特定事業（一時堆積特定事
業）許可（却下）決定通知書（第 1 8 号様式）とする。

(使用人)

第 1 4 条 条例第 1 5 条第 1 項第 1 号キ及びクに規定する規則で定める使用人は、
申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの（構造上の基準）

第15条 条例第15条第1項第6号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

2 条例第15条第2項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第4に定めるとおりとする。

（構造上の基準に係る適用除外）

第16条 条例第15条第3項の規則で定めるものは、別表第2その1に掲げる行為とする。

（変更の許可の申請等）

第17条 条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第9条の許可を受けた者の氏名又は住所（当該者が法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更

(2) 法定代理人の氏名等（当該法定代理人が法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更

(3) 条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更

ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員

イ 役員

ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

エ 第14条に規定する使用人

(4) 現場事務所の位置の変更

(5) 現場責任者の氏名又は職名の変更

(6) 特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）

- 2 条例第16条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（第19号様式）とする。
- 3 条例第16条第3項の規則で定める書類及び図面は、第12条第2項各号又は第5項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更に係るものとする。
- 4 条例第16条第3項第3号の規則で定める事項は、次に定めるものとする。
- （1） 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名等（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の名称等及び役員の氏名等及び役職名又は呼称）
- （2） 申請者が法人である場合は、当該法人の役員の氏名等及び役職名又は呼称
- （3） 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名等
- （4） 申請者に第14条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の氏名等及び役職名又は呼称
- 5 条例第16条第8項の規定による通知は、特定事業（一時堆積特定事業）変更許可（却下）決定通知書（第20号様式）とする。
- 6 条例第16条第9項の規定による届出は、特定事業（一時堆積特定事業）軽微変更届出書（第21号様式）を提出して行わなければならない。

（特定事業の着手の届出）

第18条 条例第19条の規定による届出は、特定事業着手届（第22号様式）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第19条 条例第20条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに土砂等搬入届（第23号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第20条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者（当該土砂等が再生土の場合は、当該再生土を製造した事業者（以下「製

造事業者」という。)が発行した土砂等発生元証明書(第24号様式)とする。

3 条例第20条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、発生元土砂等検査試料採取計画書に基づき採取された土砂等に係る検査試料採取調書(第5号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(第6号様式)(当該土砂等が再生土の場合は、市長が別に定める分析結果証明書)とする。

4 前項の土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は別表第1その1に掲げる項目に応じ、それぞれ同表(当該土砂等が再生土の場合は、同項の分析結果証明書を作成するために行う当該土砂等の分析は、同別表第1その2から同別表その4までの各表の項目に応じ、それぞれ同別表第1その2から同別表その4までの各表)に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第20条第1号の市長の承認の手続は、市長が別に定める。

6 条例第20条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書(第25号様式)とする。

(土砂等管理台帳)

第20条 条例第21条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(第26号様式)によるものとする。

2 条例第21条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第21条第1項の第9条等の許可を受けた者(一時堆積特定事業を行う第9条等の許可を受けた者を除く。以下「許可特定事業者」という。)の氏名又は名称

(2) 特定事業の許可の番号

(3) 特定事業区域の位置及び面積

(4) 特定事業の許可の期間

(5) 特定事業に使用される土砂等の量

(6) 現場責任者の氏名、職名及び連絡先

(7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の

氏名及び住所又は当該事業者が法人の場合は名称等（当該特定事業に使用される土砂等が再生土の場合は、当該再生土の製造場所並びに製造事業者及び販売事業者の氏名及び住所又は当該販売事業者が法人の場合は名称等）

（８） 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名

（９） 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間（当該特定事業に使用される土砂等が再生土の場合は、販売事業者ごとの再生土の搬入量及び搬入期間）並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は当該受託者が法人の場合は名称等

（１０） 前各号に定めるもののほか、市長が定める事項

３ 条例第２１条第２項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時堆積特定事業用）（第２７号様式）によるものとする。

４ 条例第２１条第２項第３号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１） 第２項各号（第５号を除く。）に掲げる事項

（２） 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

５ 条例第２１条第１項及び第２項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第１項各号又は同条第２項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

６ 条例第３３条第２項の規則で定める電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとする。

７ 前項の電磁的記録の保存は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

（１） 作成された電磁的記録を許可特定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、ＣＤ－ＲＯＭその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

（２） 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を許可特定事業者の使用に係る電子

計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

- 8 許可特定事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

(土砂等の量等の報告)

第21条 条例第21条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとする場合（当該中止をしようとする期間が2月以上である場合に限る。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了した場合は条例第25条第3項、条例第26条第3項又は条例第27条第3項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（第28号様式）（当該特定事業が一時堆積特定事業である場合は、一時堆積特定事業状況報告書（第29号様式））を提出して行わなければならない。

(地質検査等の報告等)

第22条 条例第22条第1項の地質検査は、特定事業を開始した日から3月ごと（条例第25条第3項の規定による廃止の届出、条例第26条第3項の規定による完了の届出又は条例第27条第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、第9条第2項に掲げる方法により行わなければならない。

- 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合は、条例第22条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごと（条例第25条第3項の規定による廃止の届出、条例第26条第3項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第27条第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、第9条第2項に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で

堆積されている場合は、地質検査は省略することができる。

- 3 条例第22条第1項の水質検査は、特定事業を開始した日から3月ごと（条例第25条第1項の規定による中止の届出、同条第3項の規定による廃止の届出、条例第26条第3項の規定による完了の届出又は条例第27条第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。
- 4 特定事業が一時堆積特定事業である場合は、条例第22条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごと（条例第25条第3項の規定による廃止の届出、条例第26条第3項の規定による完了の届出又は条例第27条第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第22条第1項の規定による報告は、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（条例第25条第3項の規定による廃止の届出、条例第26条第3項の規定による完了の届出又は条例第27条第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日まで）に、特定事業地質等検査報告書（第30号様式）に次に掲げる書類及び図面を添えて、これを行わなければならない。
 - （1） 検査に使用した土砂等及び排水の採取場所の位置図及び現場写真
 - （2） 第1項又は第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（第5号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第6号様式）
 - （3） 第3項又は前項の規定により採取した試料の検査試料採取調書（第5号様式）及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第31号様式。環境計量士の発行したものに限る。）

（標識）

第23条 条例第24条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関

する標識（第３２号様式）とする。

２ 条例第２４条第１項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （１） 特定事業の許可年月日及びその番号
- （２） 特定事業の目的及び当該特定事業の完了後の土地利用の目的
- （３） 特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては特定事業場）の所在地
- （４） 許可特定事業者の氏名、住所及び連絡先又は当該許可特定事業者が法人の場合は名称等及び連絡先
- （５） 土砂等の販売事業者の氏名、住所及び連絡先又は当該販売事業者が法人の場合は名称等及び連絡先
- （６） 土砂等が再生土の場合の製造事業者の氏名、住所及び連絡先又は当該製造事業者が法人の場合は名称等及び連絡先
- （７） 特定事業の許可の期間
- （８） 特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては特定事業場）の面積
- （９） 特定事業に使用される土砂等の搬入予定量（一時堆積特定事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- （１０） 現場責任者の氏名、職名及び連絡先
- （１１） 特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては特定事業場）の見取図

３ 条例第２４条第２項に規定する表示は、旗、杭等の設置によるものとする。

（特定事業の廃止等に係る届出）

第２４条 条例第２５条第１項の規定による届出は、特定事業廃止（中止）事前届（第３３号様式）を提出して行わなければならない。

２ 条例第２５条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （１） 特定事業の許可年月日及びその番号
- （２） 特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては特定事業場）の位置
- （３） 特定事業の許可の期間
- （４） 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
- （５） 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては特定事業場）の構造
- （６） 特定事業を廃止し、又は中止した場合の土壌の汚染並びに特定事業区

域（一時堆積特定事業にあつては特定事業場）以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置及び工程

（７） 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合は、一時堆積特定事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積

３ 条例第２５条第３項の規定による届出は、特定事業廃止届（第３４号様式）を提出して行わなければならない。

（特定事業の完了に係る届出）

第２５条 条例第２６条第１項の規定による届出は、特定事業完了事前届（第３５号様式）を提出して行わなければならない。

２ 条例第２６条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１） 特定事業の許可年月日及びその番号

（２） 特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては特定事業場）の位置

（３） 特定事業の許可の期間

（４） 特定事業の完了の予定年月日

（５） 特定事業を完了した場合の特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては特定事業場）の構造

３ 条例第２６条第３項の規定による届出は、特定事業完了届（第３６号様式）を提出して行わなければならない。

（特定事業の終了に係る届出）

第２６条 条例第２７条第１項の規定による届出は、特定事業終了事前届（第３７号様式）を提出して行わなければならない。

２ 条例第２７条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１） 特定事業の許可年月日及びその番号

（２） 特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては特定事業場）の位置

（３） 特定事業の許可の期間

（４） 特定事業を終了した場合の特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては特定事業場）の構造

３ 条例第２７条第３項の規定による届出は、特定事業終了届（第３８号様式）

を提出して行わなければならない。

(譲受けの許可の申請)

第27条 条例第28条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(第39号様式)とする。

2 条例第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者が個人の場合は住民票の写し(当該申請者が法人の場合は当該法人の登記事項証明書)

(2) 申請者が条例第28条第5項において準用する条例第15条第1項第1号アからケまで及び同項第14号のいずれにも該当しない者であることの誓約書(第14号様式)

(3) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し(当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

(4) 申請者が法人である場合は、当該法人の役員の住民票の写し

(5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときはこれらの者の住民票の写し及びこれらの者が法人であるときはこれらの者の登記事項証明書

(6) 申請者に第14条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し

(7) 特定事業区域(一時堆積特定事業にあっては特定事業場)の位置図及び付近の見取図

(8) 譲受けに伴い新たな現場責任者を選任する場合は、現場責任者選任書(第15号様式)及び当該現場責任者の住民票の写し

(9) 隣接土地所有者承諾書(第40号様式)

(10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第28条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号

(2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間

- (3) 特定事業区域（一時堆積特定事業にあっては特定事業場）の位置
- (4) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名等（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の名称等及び役員の氏名等及び役職名又は呼称）
- (5) 申請者が法人である場合は、役員の氏名等及び役職名又は呼称
- (6) 申請者が法人であって、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合は、これらの者の氏名等
- (7) 申請者に第14条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の氏名等及び役職名又は呼称
- (8) 譲受けに伴い新たに現場責任者を選任する場合は、当該現場責任者の氏名及び職名
- (9) 譲受けの理由
(譲受け許可等の決定)

第28条 条例第28条第3項の通知は、特定事業譲受け許可（却下）決定通知書（第41号様式）により行うものとする。

(相続等の届出)

第29条 条例第29条第2項の規定による届出は、特定事業相続等届（第42号様式）に、次の書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 条例第29条第1項の相続、合併又は分割の事実を証する書面
- (2) 届出者の住民票の写し（届出者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
- (3) 届出者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (4) 届出者が法人である場合は、登記事項証明書及び役員の住民票の写し
- (5) 届出者が条例第15条第1項第1号アからケまで及び同項第14号のいずれにも該当しない者であることの誓約書（第14号様式）
- (6) 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以

上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときはこれらの者の住民票の写し及びこれらの者が法人であるときはこれらの者の登記事項証明書

(7) 届出者に第14条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(措置命令)

第30条 条例第30条及び条例第32条に規定する措置命令は、措置命令書(第43号様式)により行うものとする。

(許可の取消し等)

第31条 条例第31条第1項の規定による許可の取消しは特定事業許可取消通知書(第44号様式)により、停止命令は停止命令書(第45号様式)により行うものとする。

(関係書類等の保存の方法)

第32条 条例第33条の規定による関係書類等の保存は、当該関係書類等を第9条等の許可を受けた者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的記録により作成された当該関係書類等に係る記録を当該者の住所又は所在地において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で保存する方法によるものとする。

2 第20条第3項又は第4項の規定は、条例第33条第2項に規定する書類及び図面の写しの保存について準用する。この場合において、第20条第3項中「土砂等管理台帳」とあるのは「書類及び図面の写し」と読み替えるものとする。

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第33条 条例第34条第2項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業区域(一時堆積特定事業の場合は、特定事業場)において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業区域(一時堆積特定事業の場合は、特定事業場)において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の

発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる

（身分を示す証明書）

第 3 4 条 条例第 3 7 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書（第 4 6 号様式）とする。

（書類の提出部数）

第 3 5 条 条例及びこの規則の定めるところにより市長に提出する申請書その他の書面並びにこれに添付する書類及び図面の部数は、正副各 1 部とする。

（その他）

第 3 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則の廃止）

2 匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則（平成 3 1 年匝瑳市規則第 2 3 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 条例附則第 3 項の規定により、なお従前の例により行うこととされる事業については、前項の規定にかかわらず、同項の規定による廃止前の匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

別表第1

その1（土砂等が再生土以外の場合の土壌溶出量基準等）（第5条、第9条、第19条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「K0102規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	K0102規格38に定める方法（K0102規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準」という。）付表1に掲げる方法
有機 ^{有機} リン	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。）付表1に掲げる方法又はK0102規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、検定方法付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	K0102規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	K0102規格65.2（K0102規格65.2.7を除く。）に定める方法
砒 ^ヒ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、K0102規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準付表3及び検定方法付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125（以下「K0125規格」という。）の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1.2—ジクロロエ	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法

タン		
1. 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリigram以下	K0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1. 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリigram以下	シス体にあつてはK0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはK0125規格の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1. 1. 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリigram以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1. 1. 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリigram以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリigram以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリigram以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1. 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリigram以下	K0125規格の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリigram以下	環境基準付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリigram以下	環境基準付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリigram以下	環境基準付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリigram以下	K0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリigram以下	K0102規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリigram以下	K0102規格34.1（K0102規格34の備考1を除く。）若しくは34.4に定める方法又はK0102規格34.1.1c)に定める方法及び環境基準付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリigram以下	K0102規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1. 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリigram以下	環境基準付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業（条例第9条第1号に規定する公共事業をいう。）のうち市長が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けた場合の当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリigram、2.4ミリigram及び3ミリigramとする。

- 3 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 六価クロムの項目について、K 0 1 0 2規格6 5. 2. 6に定める方法により塩分の濃度の高い資料を測定する場合にあっては、日本産業規格K 0 1 7 0—7の7のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。
- 6 1. 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 7 ふっ素の項目の測定方法については次のとおりとする。
- (1) K 0 1 0 2規格3 4. 4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約2 0 0ミリリットルに硫酸1 0ミリリットル、りん酸6 0ミリリットル及び塩化ナトリウム1 0グラムを溶かした溶液とグリセリン2 5 0ミリリットルを混合し、水を加えて1, 0 0 0ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K 0 1 7 0—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。
- (2) K 0 1 0 2規格3 4. 1. 1 c) に定める方法にあっては、注(2) 第3文及びK 0 1 0 2規格3 4の備考1を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。
- 8 土砂等から作成した検液の水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度は、次の表のとおりとする。

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度	6. 0以上8. 5以下	K 0 1 0 2規格1 2・1に定める方法
塩化物イオン濃度	検液1リットルにつき5 0 0ミリグラム以下	K 0 1 0 2規格3 5に定める方法

水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度を測定するための検液の作成方法は、市長が別に定める。

その2（土砂等が再生土の場合の土壌溶出量基準）（第5条、第9条、第19条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	K0102規格55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	K0102規格38に定める方法（K0102規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は環境基準付表1に掲げる方法
有機 ^{リン} 燐	検液中に検出されないこと。	検定方法付表1に掲げる方法又はK0102規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、検定方法付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	K0102規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	K0102規格65.2（K0102規格65.2.7を除く。）に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、K0102規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準付表3及び検定方法付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について付表に掲げる方法
1.2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1.1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	K0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1.2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつてはK0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはK0125規格の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

1. 1. 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	K 0 1 2 5規格の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1. 1. 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0. 0 0 6ミリグラム以下	K 0 1 2 5規格の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0. 0 1ミリグラム以下	K 0 1 2 5規格の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0. 0 1ミリグラム以下	K 0 1 2 5規格の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1. 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0. 0 0 2ミリグラム以下	K 0 1 2 5規格の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0. 0 0 6ミリグラム以下	環境基準付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0. 0 0 3ミリグラム以下	環境基準付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0. 0 2ミリグラム以下	環境基準付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0. 0 1ミリグラム以下	K 0 1 2 5規格の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0. 0 1ミリグラム以下	K 0 1 0 2規格6 7. 2、6 7. 3又は6 7. 4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0. 8ミリグラム以下	K 0 1 0 2規格3 4. 1（K 0 1 0 2規格3 4の備考1を除く。）若しくは3 4. 4に定める方法又はK 0 1 0 2規格3 4. 1. 1c）に定める方法及び環境基準付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	K 0 1 0 2規格4 7. 1、4 7. 3又は4 7. 4に定める方法
1. 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0. 0 5ミリグラム以下	環境基準付表8に掲げる方法

備考

- 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「再生土」と読み替えるものとする。
- 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 六価クロムの項目について、K 0 1 0 2規格6 5. 2. 6に定める方法により塩分の濃度の高い資料を測定する場合にあつては、日本産業規格K 0 1 7 0—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。
1. 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- ふっ素の項目の測定方法については次のとおりとする。
 (1) K 0 1 0 2規格3 4. 4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約2 0 0ミリリットルに硫酸1 0ミリリットル、りん酸6 0ミリリットル及び塩化ナトリウム1 0グラムを溶

かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

(2) K0102規格34.1.1c)に定める方法にあつては、注(2)第3文及びK0102規格34の備考1を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。

7 土砂等から作成した検液の水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度の基準値及び測定方法は、規則第6条に定めるとおりとする。

その3（土砂等が再生土の場合の土壌含有量基準）（第5条、第9条、第19条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	再生土1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下	K0102規格55に定める方法（準備操作にあつては、K0102規格52の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	再生土1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下	K0102規格65.2（K0102規格65.2.7を除く。）に定める方法
シアン化合物	再生土1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下	K0102規格38に定める方法（K0102規格38.1及び38の備考11に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	再生土1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下	環境基準付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	再生土1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下	K0102規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	再生土1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下	K0102規格54に定める方法（準備操作にあつては、K0102規格52の備考6に定める方法を除く。）
砒素 ^ひ 及びその化合物	再生土1キログラムにつき砒素 ^ひ 150ミリグラム以下	K0102規格61に定める方法
ふっ素及びその化合物	再生土1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下	K0102規格34.1（K0102規格34の備考1を除く。）若しくは34.4に定める方法又はK0102規格34.1.1c）（注（2）第3文及びK0102規格34の備考1を除く。）に定める方法及び環境基準付表7に掲げる方法
ほう素及びその化合物	再生土1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下	K0102規格47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

- 1 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第19号）に定める方法により測定を行うものとする。この場合において、付表中「土壌」とあるのは、「再生土」と読み替えるものとする。
- 2 六価クロム化合物の項目について、K0102規格65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い資料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。
- 3 ふっ素及びその化合物の項目について、K0102規格34.4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

その4（土砂等が再生土の場合のダイオキシン類に関する基準）（第5条、第9条、第19条関係）

項目	基準値	測定方法
ダイオキシン類	1, 0 0 0 p g—TEQ／g 以下	再生土中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 再生土中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0. 5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表に掲げる測定方法により測定した値とみなす
- 3 再生土中のダイオキシン類の量が基準値を達成している場合であって、当該再生土中のダイオキシン類の量が2 5 0 p g—TEQ／g 以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が2 5 0 p g—TEQ／g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

別表第2

その1（第9条、第12条、第16条関係）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法に基づく土地改良事業
- 4 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条、第10条第1項及び第12条第1項の規定による許可（同法第10条第2項及び第12条第2項の適用を受ける場合を含む。）を要する行為
- 7 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 8 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 9 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 10 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 11 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 12 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 13 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 14 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為
- 15 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 16 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 17 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 18 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 19 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 20 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による緑地保全地区内における許可を要する行為

- 2 1 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 2 2 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 2 3 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 2 4 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 2 5 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 2 6 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

その2（第11条関係）

- 1 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 2 都市再開発法に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為

別表第3（第15条関係）

一時堆積特定事業以外の特定事業の構造基準

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層がある時は、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように、当該地盤の斜面に段切りその他の措置が施されていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ土砂等の埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

（1） 特定事業に使用される土砂等が再生土以外の場合

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準じるものの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1その1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他		10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

（2） 特定事業に使用される土砂等が再生土の場合

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ	のり面の勾配
再生土	5メートル以下の高さ	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
	5メートルを超え、10メートル以下の高さ	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
	10メートルを超える高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに、幅が1メートル以上の段を設け、当該

段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。

- 6 特定事業の完了後の地盤に浸透水による緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、モルタルの吹き付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられるものであること。
- 8 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第4（第15条関係）

一時堆積特定事業の場合の構造基準

1 一時堆積特定事業に使用される土砂等が再生土以外の場合

- (1) 特定事業場の隣接する土地と当該一時堆積特定事業に係る特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- (2) 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の高さ（のり面の最下部と最上部との高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- (3) 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積によるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

2 一時堆積特定事業に使用される土砂等が再生土の場合

土砂等の埋立て等の高さは5メートル以下とし、のり面の勾配は垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

第1号様式（第7条関係）

公共的団体認定申請書

年 月 日

匝瑳市長

あて

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
電 話
担当者名

匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請者の資本金、基本金その他これらに準じるものの出資の総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 円（ 年 月 日現在）
(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出 資 金 額
	円
	円
	円
合 計	円

- 2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

公共的団体認定（却下）通知書

様

匝瑳市長



年 月 日付けで申請のあった公共的団体の認定については、下記のとおり決定することとしたので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第7条第3項の規定により通知します。

記

1 決定の内容 認 定 却 下

(1) 認 定 番 号 公共的団体 第 号

(2) 認定年月日 年 月 日

2 却下の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第9条関係）

（第1面）
特定事業計画書

年 月 日

匝瑳市長 あて

事前協議者 住所

氏名

電話

施 工 者 住所

氏名

電話

土地所有者 住所

氏名

電話

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業の計画について、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

特 定 事 業 の 区 分	一時堆積特定事業 ・ その他の特定事業	
特定事業区域（特定事業場）の位置及び面積	地番 ほか 筆	特定事業区域の面積実測 m ²
特 定 事 業 概 要 （のり面処理、排水計画、埋立て高 等）		
特 定 事 業 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
土砂等の発生場所（土砂等が再生土の場合は当該再生土の製造場所）及び区分		
総 搬 入 量 （一時堆積特定事業にあっては総搬出量）	(m ³ m ³)	
1日当たりの最大搬入量 （一時堆積特定事業にあっては、最大搬出量）	(t車 台 m ³ t車 台 m ³)	
生活環境の保全対策及び防災対策		
他の法令等の許認可等・届出を要する場合は、その法令等と許認可等・届出の状況		
跡 地 利 用 計 画		
そ の 他		

(第2面)

添付書類	(1) 事前協議者が個人である場合は、当該個人の住民票の写し (2) 事前協議者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による市町村長の認可を受けた地縁による団体にあつては、市町村長が発行した証明書。以下同じ。） (3) 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書及び役員（条例第15条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し） (4) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図 (5) 特定事業区域の実測求積図 (6) 特定事業区域の現況平面図及び現況断面図 (7) 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。） (8) 特定事業区域及び当該特定事業区域に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (9) 特定事業区域及び当該特定事業区域に隣接する土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域が確認できるものに限る。） (10) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (11) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画 (12) 特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合は、その構造）を記載した書面 (13) 次項第2号に規定する地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書（第5号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第6号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したのものに限る。以下同じ。） (14) 特定事業に使用される土砂等が再生土の場合は、当該再生土の性状を証する書面 (15) 住民説明会の計画書 (16) 特定事業により特定事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理に支障を生じさせないための方策計画 (17) 特定事業区域の排水計画及び排水計画図 (18) 特定事業が別表第2その1に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面又は当該行為に係る許認可の申請書（当該許認可に係る通知書がある場合は当該通知書）の写し (19) 条例第8条第3項並びに条例第15条第1項第6号及び第11号の規定により講じる措置の内容を記載した書面 (20) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
------	--

第4号様式（第9条関係）

特定事業変更計画書

年 月 日

匝瑳市長

あて

事前協議者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

施 工 者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付 第 号で許可を受けた事項について変更したいので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、下記のとおり提出します。

記

区分	変 更 後	変 更 前
変更する事項の内容		
変 更 の 理 由		

第5号様式（第9条、第19条、第22条関係）

検査試料採取調書

年 月 日

採取者 住 所 _____
 所 属 _____
 職氏名 _____ (印)
 電 話 _____

別添地質分析（濃度）結果証明書（排水汚染状況測定（濃度）結果証明書）の検査試料を下記のとおり採取しました。

記

検 体 区 分 及 び 番 号	
報 告 区 分	地質（表土・搬入・定期・廃止・完了・終了） 排水（定期・廃止・完了・終了）
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	
地 質 分 析 の 場 合 の 採 取 深 度	

注 検体区分及び番号の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書又は排水汚染状況測定（濃度）結果証明書に記載された検体区分等を記載すること。

地質分析（濃度）結果証明書					
_____様					年 月 日
発行番号 分析機関名 代表者 所在地 電話 計量証明事業者の登録番号 環境計量士氏名					
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。 (検体区分・番号)					
計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l			0.003	
全シアン	mg/l			不検出	
有機磷	mg/l			不検出	
鉛	mg/l			0.01	
六価クロム	mg/l			0.05	
砒素	mg/l			0.01	
総水銀	mg/l			0.0005	
アルキル水銀	mg/l			不検出	
PCB	mg/l			不検出	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	
四塩化炭素	mg/l			0.002	
クロロエチレン	mg/l			0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	
チウラム	mg/l			0.006	
シマジン	mg/l			0.003	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	
ベンゼン	mg/l			0.01	
セレン	mg/l			0.01	
ふっ素	mg/l			0.8	
ほう素	mg/l			1	
1,4-ジオキサソ	mg/l			0.05	
水素イオン濃度 (pH)	—			5.8~8.5	
塩化物イオン濃度	mg/l			500	
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg		15	含有試験
	銅	mg/kg		125	
検体の性状		形 状	色		におい
備考	発生場所： 工事名等： 発生事業者名： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：				

第 7 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

特定事業事前協議済通知書

事前協議者 様
施工者 様
土地所有者 様

匝瑳市長



年 月 日付けで事前協議のあった特定事業については、協議が調ったので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により、通知します。

第8号様式（第10条関係）

住民説明会報告書

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者	住所
	氏名
	電話
施工者	住所
	氏名
	電話
土地所有者	住所
	氏名
	電話

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業区域（特定事業場）の隣接土地所有者及び周辺住民に対し説明会を行いましたので、その内容について、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定事業の目的
- 2 特定事業区域（特定事業場）の位置及び面積
- 3 説明会の日時
- 4 説明会の開催場所
- 5 説明会出席者（別紙出席者名簿のとおり）
- 6 説明会の内容その他の記録（別紙会議録のとおり）

第9号様式（第11条関係）

特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（権利者用）

事業者等（ ）の施工する特定事業に係る特定事業区域（特定事業場）の施工の妨げとなる権利を有する者（地上権者・永小作権者・質権者・賃借人）として、その施工及び当該特定事業に係る土砂等が再生土の場合は当該再生土の使用について異議がないので同意します。

所在及び地番	地目	地 積 (登記簿)	権利の種類	摘 要

また、同意の前提として、事業内容等について事業者等から 年 月 日に次のとおり説明を受け、その内容を確認しました。

(説明内容)

年 月 日

地上権者等 住所

氏名 印

電話

備考 地上権者等は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第10号様式（第11条関係）

特定事業区域内（特定事業場内）土地使用同意書（土地所有者用）

事業者等（ ）の施工する特定事業に係る特定事業区域（特定事業場）の土地所有者として、その施工及び当該特定事業に係る土砂等が再生土の場合は当該再生土の使用について異議がないので同意します。

所在及び地番	地目	地 積 (登記簿)	権利の種類	摘 要

また、同意の前提として、事業内容等について事業者等から 年 月 日に次のとおり説明を受け、その内容を確認しました。

(説明内容)

年 月 日

土地所有者 住所

氏名 印

電話

備考 土地所有者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

特定事業施工同意書（関係者用）

事業者等（ ）の施工する特定事業に係る、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第 1 1 条第 2 項に規定された関係者として、その施工及び当該特定事業に係る土砂等が再生土の場合は当該再生土の使用に異議がないので同意します。

所在及び地番	地目	地積 (登記簿)	摘要

また、同意の前提として、事業内容等について事業者等から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

(説明内容)

年 月 日

関係者 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 電話 _____

備考 関係者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）

隣接土地所有者同意書

事業者等（ ）の施工する特定事業に係る特定事業区域（特定事業場）に隣接する土地の所有者として、その施工及び当該特定事業に係る土砂等が再生土の場合は当該再生土の使用について異議がないので同意します。

所在及び地番	地目	地積（登記簿）	摘 要

また、同意の前提として、事業内容等について事業者等から 年 月 日に次のとおり説明を受け、その内容を確認しました。

(説明内容)

年 月 日

土地所有者 住所

氏名 ⑩

電話

備考 土地所有者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第13号様式（第12条関係）

（第1面）
特定事業許可申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____
施工者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____
土地所有者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業の許可を受けたいので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第13条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて下記のとおり申請します。

記

特定事業区域の 位置及び面積	地番 ほか _____ 筆	特定事業区域の面積 実測 m ²
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面のとおり		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業に使用する土砂等の量 及び特定事業の期間	土砂等の量 m ³ 年 月 日～ 年 月 日	
特定事業に使用する土砂等の搬入計画に関する事項・・・・・・別紙のとおり		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置・・・・・・別添図面のとおり		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・・・・別添施工図面のとおり		
特定事業区域の表土の地質の状況・・・・・・別添のとおり		
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおり		

(第2面)

添付書類	(1) 申請者が個人の場合は、当該個人の住民票の写し（当該申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書） (2) 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまで及び同項第14号のいずれにも該当しない者であることの誓約書（第14号様式） (3) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し） (4) 申請者が法人である場合は、当該法人の役員の住民票の写し (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときはこれらの者の住民票の写し及びこれらの者が法人であるときはこれらの者の登記事項証明書 (6) 申請者に第14条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し (7) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図 (8) 特定事業区域の実測求積図 (9) 特定事業区域の現況平面図及び現況断面図 (10) 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。） (11) 特定事業区域及び当該特定事業区域に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (12) 特定事業区域及び当該特定事業区域に隣接する土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域が確認できるものに限る。） (13) 特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合は、その構造）を記載した書面 (14) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第9条第2項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（第5号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第6号様式） (15) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (16) 土質試験等に基づき土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合は、当該安定計算を記載した書面 (17) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合は当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書 (18) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 (19) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書 (20) 条例第8条第3項並びに条例第15条第1項第6号及び第11号の規定により講じる措置の内容を記載した書面 (21) 特定事業が別表第2その1に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面又は当該行為に係る許認可の申請書（当該許認可に係る通知書がある場合は当該通知書）の写し (22) 現場責任者選任書（第15号様式）及び当該現場責任者の住民票の写し (23) 前条第3項の特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（権利者用）（第9号様式）、特定事業区域内（特定事業場内）土地使用同意書（土地所有者用）（第10号様式）及び特定事業施工同意書（関係者用）（第11号様式）並びに同条第4項の隣接土地所有者同意書（第12号様式） (24) 土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書（第16号様式） (25) 特定事業に使用される土砂等を販売した事業者（以下「販売事業者」という。）ごとの搬入量及び搬入期間を記載した書面 (26) 特定事業に使用される土砂等が再生土の場合は、当該再生土の性状を証する書面 (27) 特定事業に使用される土砂等の売買に関する事項を記載した書面 (28) 特定事業区域の排水計画及び排水計画図 (29) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画 (30) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図 (31) 農地転用が必要な場合は、許可書の写し (32) 埋蔵文化財の所在の有無に関する書類 (33) 特定事業により特定事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理に支障を生じさせないための方策計画並びに特定事業区域内の当該公共施設の占用許可書その他の許可書の写し (34) 条例第15条第1項第12号の境界に係る境界確定図の写し (35) 第9条第3項の特定事業事前協議済通知書（第7号様式）の写し (36) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
------	---

(第3面)

申請者が未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
		男・女		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地			
役員				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に 規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者				
	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
			男・女	
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		役職名・呼称		
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数		株		出資の額 円
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	保有する株式 の数又は出資 の額	住 所
			割 合	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に規定する 使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

別紙

特定事業に使用する土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所・発生元 事業者名 (再生土の場合 は製造場所・製造 事業者名)	搬入計画					
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等 の 区 分	備考
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省省令第19号）別表第1に規定する区分（当該搬入土砂等の区分が同表の区分に当てはまらないときは市長が別に定める区分）を記載すること。

第14号様式（第12条、第27条関係）

誓約書

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者等 住所
(法定代理人) 氏名 ⑩
電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

私は、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第15条第1項第1号アからケまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約事項の確認のため、匝瑳市が千葉県警察本部等の関係部署に対し、個人情報の照会を行い、個人情報を取得することについて同意します。

匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第15条第1項第1号アからケまでの内容

- ア 第7条第2項若しくは第3項、第30条又は第32条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者
- イ 第31条第1項の規定により特定事業の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人の場合は、当該取消しの処分に係る匝瑳市行政手続条例（平成18年匝瑳市条例第12号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第31条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
- ウ 第31条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- エ 特定事業の施工に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- カ 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当する者
- キ 法人で、役員又は規則で定める使用人のうちに、アからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人で、規則で定める使用人のうちに、アからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

備考 個人が申請する場合は、当該個人が氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第15号様式（第12条、第17条、第27条関係）
現場責任者選任書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所

氏名

電話

施工者 住所

氏名

電話

土地所有者 住所

氏名

電話

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

このことについて、匝瑳市 字 番 ほか 筆の特定事業に係る現場責任者として、下記の者を選任しました。

記

氏	名	
住	所	
生	年 月 日	年 月 日
所属会社	会 社 名	
	所 在 地	
所属会社における	役 職 名	
電話番号	個 人	
	所属会社	
備	考	

第16号様式（第12条関係）

確 認 書

年 月 日

土地所有者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

私は、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第4条第1項の規定に基づき、自己所有地で施工予定の本特定事業について、土壌の汚染や災害発生のおそれがないことを確認しました。

第17号様式（第12条関係）

(第1面)
一時堆積特定事業許可申請書

年 月 日

匝瑳市長

あて

申 請 者 住所

氏名

電話

施 工 者 住所

氏名

電話

土地所有者 住所

氏名

電話

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業の許可を受けたいので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第13条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて下記のとおり申請します。

記

特 定 事 業 場 の 位 置 及 び 面 積	地番 ほか 筆	特定事業場の面積 実測 m ²
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面のとおり		
現 場 責 任 者 の 氏 名 及 び 職 名		
年間の一時堆積特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定 量 及 び 特 定 事 業 の 期 間	土砂等の搬入予定量	m ³
	土砂等の搬出予定量	m ³
	年 月 日～	年 月 日
特定事業に使用する土砂等の搬入計画に関する事項・・・・・・別紙のとおり		
特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造)・・・・・・別添のとおり		
一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・・・・別添図面のとおり		
特定事業場以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造・・・・・・別添図面のとおり		
一時堆積特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置・・・・・・別添図面のとおり		

(第2面)

添 付 書 類	(1) 第2項第1号から第6号までに掲げる書類 ※第2項第1号から第6号までに掲げる書類は、次のとおり。 (1) 申請者が個人の場合は、当該個人の住民票の写し（当該申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書） (2) 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまで及び同項第14号のいずれにも該当しない者であることの誓約書（第14号様式） (3) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し） (4) 申請者が法人である場合は、当該法人の役員の住民票の写し (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときはこれらの者の住民票の写し及びこれらの者が法人であるときはこれらの者の登記事項証明書 (6) 申請者に第14条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し (2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (3) 特定事業場の実測求積図 (4) 特定事業場の現況平面図及び現況断面図 (5) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） (6) 特定事業場及び当該特定事業場に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (7) 特定事業場及び当該特定事業場に隣接する土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業場が確認できるものに限る。） (8) 特定事業場の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図 (9) 特定事業場の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合は、第2項第14号に掲げる書類及び図面 (10) 第2項第15号、第21号から第27号まで、第29号から第32号まで、第34号及び第35号に掲げる書類及び図面 (11) 条例第8条第3項及び条例第15条第1項第11号の規定により講じる措置の内容を記載した書面 (12) 特定事業場の排水計画及び排水計画図 (13) 特定事業場内に道路又は水路がある場合は、占用許可書その他の許可書の写し (14) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
------------------	--

(第3面)

申請者が未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
		男・女		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地			
役員				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に 規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者				
	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
			男・女	
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		役職名・呼称		
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数		株		出資の額
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	保有する株式 の数又は出資 の額	住 所
			割 合	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に規定する 使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

別紙

特定事業に使用する土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所・発生元 事業者名 (再生土の場合は製造場所・製造 事業者名)	搬入計画					
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等 の 区 分	備考
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分（当該搬入土砂等の区分が同表の区分に当てはまらないときは市長が別に定める区分）を記載すること。

第18号様式（第13条関係）

第 年 月 日 号

特定事業（一時堆積特定事業）許可（却下）決定通知書

事業者 様
施工者 様
土地所有者 様

匝瑳市長



年 月 日付けで申請のあった特定事業（一時堆積特定事業）については、下記のとおり決定することとしたので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第13条第3項の規定により通知します。

記

1 決定の内容 許 可 却下

2 許可の内容

特 定 事 業 の 目 的	
特定事業区域（特定事業場）の位置及び面積	
許 可 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
許 可 の 条 件	

3 却下の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第19号様式（第17条関係）

特定事業変更許可申請書

年 月 日

匝瑳市長

あて

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

施工者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け第 号で許可を受けた事項について変更したいので、
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第16条
第3項の規定により関係書類及び図面を添えて下記のとおり申請します。

記

区分	変 更 後	変 更 前
変更する事項の 内容		
変 更 の 理 由		

第20号様式（第17条関係）

第 年 月 日 号

特定事業（一時堆積特定事業）変更許可（却下）決定通知書

申請者 様
施工者 様
土地所有者 様

匝瑳市長



年 月 日付けで申請のあった特定事業（一時堆積特定事業）の変更については、下記のとおり決定することとしたので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第16条第8項の規定により通知します。

記

1 決定の内容 許 可 却下

2 許可の内容

区分	変 更 後	変 更 前
変更する事項の内容		
許 可 の 条 件		

3 却下の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第21号様式（第17条関係）

特定事業（一時堆積特定事業）軽微変更届出書

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

施工者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け第 号で許可を受けた事項について軽微な変更をしたので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第16条第9項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

区分	変 更 後	変 更 前
変更した事項の内容		
変更の理由		

特定事業着手届

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

施工者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業（一時堆積特定事業）に着手したので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生防止に関する条例第19条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可等の番号等	年 月 日 第 号
特定事業の目的	
特定事業区域（特定事業 場）の位置	
特定事業の許可等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
着手年 月 日	年 月 日

土砂等搬入届

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____
 施工者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____
 土地所有者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____

（法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業のため土砂等を搬入したいので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第20条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 許可等の番号等 年 月 日 第 号
- 2 特定事業区域（特定事業場）の位置
- 3 特定事業の許可等の期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 土砂等の発生（購入）場所並びに発生（購入）元事業者名及び連絡先（当該土砂等が再生土の場合は、当該再生土を製造した場所並びに製造事業者・販売事業者名及び連絡先）
 - （1）発生（購入）場所（当該土砂等が再生土の場合は、当該再生土を製造した場所）：
 - （2）発生（購入）元事業者名（当該土砂等が再生土の場合は、製造事業者・販売事業者名）：
 電話：
- 5 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生（購入）場所の平面図及び土砂等の発生（購入）場所の現場写真・・・別添のとおり
- 6 土砂等の発生場所の工事名等
- 7 土砂等の搬入予定量 m^3 うち今回の搬入量 m^3
- 8 土砂等の搬入期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 9 土砂等の運搬契約者の住所及び氏名（全て記載のこと。）

土砂等発生（購入）元証明書

年 月 日

様

発生（購入）元事業者（土砂等が再生土の場合は製造事業者）

住所

氏名 ⑩

電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

現場責任者氏名

下記のとおり搬出する土砂等が下記の工事現場から発生、又は採取された土砂、若しくは下記事業所において販売（又は当該土砂等が再生土の場合は下記事業者が製造及び販売）したことを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

記

工事現場から発生し、又は採取された土砂等は販売された土砂等	工事名（事業所名）	
	工事施行場所（事業所住所）	
	発注者（販売者）の住所氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名。以下この様式において同じ。）	
	工事施工期間（許可番号等）	
	土砂等発生総量	m ³ （うち搬出契約量 m ³ ）
再生土である土砂等	再生土の製造場所	
	再生土の製造事業者の住所氏名	
	再生土の販売事業者の住所氏名	
	上記販売事業者に係る製造量	製造契約量 m ³
今回の証明に係る土砂等の量		m ³ （5,000m ³ 以内）
発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書（当該発生土砂等が再生土の場合は、市長が別に定める分析結果証明書）の有無		有 ・ 無 別紙のとおり
発生土砂等の区分		
発生土砂等（当該発生土砂等が再生土の場合は再生土）の運搬契約者		住所 氏名
一時堆積特定事業を経由する場合にあつては、特定事業場の事業者名		住所 氏名

土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

____様

売渡・譲渡元事業者 住所 _____
 氏名 _____ ⑩
 電話 _____

（法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

（ ）が匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に基づく特定事業区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の許認可等を受けている下記の採取場から採取されたものであることを証明します。

記

許認可等に係る 採取場所の位置	
採取計画の許認可 等 番 号 等	年 月 日 第 号
許認可等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
許認可等に係る 採 取 量	m ³
特定事業区域の 位 置	
売渡し又は譲渡 し の 土 量	m ³
売渡し又は譲渡 し の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

第26号様式 (第20条関係)

土 砂 等 管 理 台 帳

(年 月 分)

事業者、施工者及び土地所有者氏名又は名称	☐	事業許可番号	第 号		
		特定事業の許可期間	☐ 年 月 日～ 年 月 日		
特定事業区域の位置及び面積	ほか、筆 m ³	特定事業に使用される土砂等の量	年間の搬入予定量 m ³ 1日平均	m ³	年間の搬出予定量 m ³ 1日平均
現場責任者職名氏名		連絡先電話番号			

土砂等の発生場所 再生土の製造場所		発生元事業者・再生土の製造事業者・販売事業者の氏名及び住所(当該事業者が法人の場合は名称等)		発生元工事内容	
工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日	発生元工事責任者氏名		搬入土砂等の区分	
土砂等搬入契約量	m ³	土砂等搬入期間	年 月 日～ 年 月 日	土砂等運搬契約者氏名(法人の場合は名称等)	

日付	搬入量 (m ³)	発生場所(製造場所)から特定事業区域への運搬手段 (該当項目全てに○印を記入)			特定事業区域外への搬出 ※一時堆積特定事業のみ記入				概要
		陸上輸送		海上輸送	搬出先	搬出先	搬出先	合計	
		発生場所からの直送	一時堆積特定事業	積込地() 積卸地() 海上輸送後は陸上輸送となる	()	()	()	()	
前月までの累計					搬出量(m ³)	搬出量(m ³)	搬出量(m ³)	搬出量(m ³)	残()
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計(残)									残()
累計									

第27号様式 (第20条関係)

土 砂 等 管 理 台 帳 (一時堆積特定事業用) (年 月 分)

事業者、施工者及び土地所有者氏名又は名称	☐	事業許可番号	第 号
事業区域の位置及び面積	ほか 筆 m ²	特定事業の許可期間	☐ 年 月 日～ 年 月 日
現場責任者職氏名		使用される土砂等の量 (年間の搬入・搬出予定量)	年間の搬入予定量 m ³ 1日平均 m ³ 年間の搬出予定量 m ³ 1日平均 m ³
連絡先電話番号			

土砂等の発生場所 再生土の製造場所	発生元事業者・再生土の製造事業者・販売事業者の氏名及び住所(当該事業者が法人の場合は名称等)	発生元工事内容
工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日	搬入土砂等の区分
土砂等搬入契約量	m ³	土砂等搬入期間 年 月 日～ 年 月 日
		土砂等運搬契約者氏名(法人の場合は名称等)

日付	搬入量 (m ³)	発生場所(製造場所)から特定事業区域への運搬手段 (該当項目全てに○印を記入)			特定事業区域外への搬出 ※一時堆積特定事業のみ記入				概要
		陸上輸送		海上輸送	搬出先	搬出先	搬出先	合計	
		発生場所からの直送	一時堆積特定事業積込地() 積卸地() []	海上輸送後は陸上輸送となる	搬出量(m ³)	搬出量(m ³)	搬出量(m ³)	搬出量(m ³)	
前月までの累計								残()	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計(残)								残()	
累計									

第 28 号様式（第 21 条関係）

特定事業状況報告書

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所

氏名

電話

施工者 住所

氏名

電話

土地所有者 住所

氏名

電話

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業の状況を匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に
関する条例第 21 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

許可等の番号等	年 月 日 第 号				
特定事業区域の位置					
許可等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
特定事業に使用する土砂等の量	m ³ (うち今回実施済量 m ³) (実施済量 m ³)				
発生場所・工事名等 (土砂等が再生土の場合は 製造事業者・販売事業者の氏 名及び住所(当該事業者が法 人の場合は名称等))	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
合 計					

第 29 号様式（第 21 条関係）

一時堆積特定事業状況報告書

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

施工者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

一時堆積特定事業の状況を匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
防止に関する条例第 21 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号				
特 定 事 業 場 の 位 置					
許 可 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
発 生 場 所 ・ 工 事 名 等 （土砂等が再生土の場合は 製造事業者・販売事業者の氏 名及び住所(当該事業者が法 人の場合は名称等)	前回までの 処 分 残 量 m ³	月 日～ 月 日		堆積場所区 分の有無	備 考
		搬入量 m ³	搬出量 m ³		
合 計					

第30号様式（第22条関係）

特定事業地質等検査結果報告書

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

施工者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業に係る地質等の検査結果を匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第22条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

許可等の番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域の位置	
許可等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂等及び排水の採取場所・・・・・・別添図面及び現場写真のとおり	
地質分析（濃度）結果証明書・・・・・・別添のとおり	
排水汚染状況測定（濃度）結果証明書・・・・・・別添のとおり	

第 3 1 号様式（第 2 2 条関係）

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書						
年 月 日 _____様 発行番号 分析機関名 代表者 所在地 電話 計量証明事業者の登録番号 環境計量士氏名 (印) 年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を下記のとおり証明します。 (検体区分)						
項	目	単位	測定値	定量限界	基準値	測定方法
カドミウム		mg/l				
全シアン		mg/l				
有機磷		mg/l				
鉛		mg/l				
六価クロム		mg/l				
砒素		mg/l				
総水銀		mg/l				
アルキル水銀		mg/l				
PCB		mg/l				
銅		mg/l				
ジグロロメタン		mg/l				
四塩化炭素		mg/l				
クロロエチレン		mg/l				
1, 2-ジクロロエタン		mg/l				
1, 1-ジクロロエチレン		mg/l				
1, 2-ジクロロエチレン		mg/l				
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg/l				
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg/l				
トリクロロエチレン		mg/l				
テトラクロロエチレン		mg/l				
1, 3-ジクロロプロペン		mg/l				
チウラム		mg/l				
シマジン		mg/l				
チオベンカルブ		mg/l				
ベンゼン		mg/l				
セレン		mg/l				
ふっ素		mg/l				
ほう素		mg/l				
1, 4-ジオキサン		mg/l				
浮遊物質		mg/l				
水素イオン濃度		—		—	—	
塩化物イオン濃度		mg/l				
備 考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：					

第32号様式（第23条関係）

← 120 cm以上 →		
9 0 cm 以 上	土砂等の埋立て等に関する標識	
	特定事業の許可年月日及びその番号	年 月 日 第 号
	特定事業の目的及び当該特定事業の完了後の土地利用の目的	
	特定事業区域（特定事業場）の所在地	
	許可特定事業者の氏名、住所及び連絡先又は当該許可特定事業者が法人の場合は名称等及び連絡先	住所（法人の場合は所在地） 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） 連絡先
	土砂等の販売事業者の氏名、住所及び連絡先又は当該販売事業者が法人の場合は名称等及び連絡先	住所（法人の場合は所在地） 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） 連絡先
	土砂等が再生土の場合の製造事業者の氏名、住所及び連絡先又は当該製造事業者が法人の場合は名称等及び連絡先	住所（法人の場合は所在地） 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） 連絡先
	特定事業の許可の期間	年 月 日～年 月 日
	特定事業区域（特定事業場）の面積	m ²
	土砂等の搬入予定量（一時堆積特定事業の場合は、土砂等の年間の搬入及び搬出予定量）	m ³
現場責任者の氏名、職名及び連絡先		
		50 cm以上

第 3 3 号様式（第 2 4 条関係）

特定事業廃止（中止）事前届

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

施工者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業を廃止・中止したいので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生防止に関する条例第 2 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可等の番号等	年 月 日	第 号
特定事業区域（特定事業場）の位置		
許可の期間及び廃止 予定年月日 （中止予定期間）	許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止予定年月日 年 月 日 （中止予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日）	
特定事業を廃止・休止した場合の特定事業区域（特定事業場）の構造・・・・・・別添図面のとおり		
特定事業を廃止・中止した場合の土壌の汚染並びに特定事業区域（一時堆積特定事業にあっては特定事業場）以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置及び工程・・・・・・別添施工図面のとおり		
一時堆積特定事業のうち土砂等が堆積されている面積		m ²

第34号様式（第24条関係）

特定事業廃止届

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所

氏名

電話

施工者 住所

氏名

電話

土地所有者 住所

氏名

電話

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業を廃止しましたので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第25条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可等の番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域（特定事業場）の位置	
許可等の期間及び 廃止年月日	許可等の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止年月日： 年 月 日
土砂等の搬入計画 量及び搬入実績量	搬入計画量： m ³ 搬入実績量： m ³
特定事業区域（特定事業場）の構造・・・・・・別添図面のとおり	

第 3 5 号様式（第 2 5 条関係）

特定事業完了事前届

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所

氏名

電話

施工者 住所

氏名

電話

土地所有者 住所

氏名

電話

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業が完了するので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第 2 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可等の番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域（特定事業場）の位置	
許可等の期間及び 完了予定年月日	許可等の期間： 年 月 日～ 年 月 日 完了予定年月日： 年 月 日
完了した場合の特定事業区域（特定事業場）の構造・・・・・・別添図面のとおり	
特定事業が完了するまでの工程・・・・・・別紙のとおり	

第36号様式（第25条関係）

特定事業完了届

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

施工者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業が完了しましたので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第26条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可等の番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域（特定事業場）の位置	
許可等の期間及び 完了年月日	許可等の期間： 年 月 日～ 年 月 日 完了年月日： 年 月 日
完了した特定事業区域（特定事業場）の構造・・・・・・別添図面のとおり	

第37号様式（第26条関係）

特定事業終了事前届

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

施工者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業が許可期間内に完了する見込みがないため、当該特定事業を終了したいので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第27条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可等の番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域（特定事業場）の位置	
許可等の期間及び 終了予定年月日	許可等の期間： 年 月 日～ 年 月 日 終了予定年月日： 年 月 日
終了した場合の特定事業区域（特定事業場）の構造・・・・・・別添図面のとおり	
特定事業を終了した場合の土壌の汚染及び特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程・・・・・・別紙のとおり	

第 38 号様式（第 26 条関係）

特定事業終了届

年 月 日

匝瑳市長

あて

事業者 住所

氏名

電話

施工者 住所

氏名

電話

土地所有者 住所

氏名

電話

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業を終了しましたので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第 27 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可等の番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域（特定事業場）の位置	
許可等の期間及び 終了年月日	許可等の期間： 年 月 日～ 年 月 日 終了年月日： 年 月 日
土砂等の搬入計画量 及び搬入実績量	搬入計画量： m ³ 搬入実績量： m ³
終了した特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおり	

第 3 9 号様式（第 2 7 条関係）

（第 1 面）

特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所

氏名

電話

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業の全部の譲受けの許可を受けたいので、匝瑳市土砂等の埋立て等による
土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第 2 8 条第 2 項の規定により、下記の
とおり申請します。

記

許可等の番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域（特定事業場）の位置	
許可等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
譲受けの相手方の 許可事業主等	区分： 事業者 ・ 施工者 ・ 土地所有者
	住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
現場責任者の氏名 及 び 職 名	
譲 受 け の 理 由	

(第2面)

添 付 書 類	(1) 申請者が個人の場合は住民票の写し（当該申請者が法人の場合は当該法人の登記事項証明書） (2) 申請者が条例第28条第5項において準用する条例第15条第1項第1号アからケまで及び同項第14号のいずれにも該当しない者であることの誓約書（第14号様式） (3) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し） (4) 申請者が法人である場合は、当該法人の役員の住民票の写し (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときはこれらの者の住民票の写し及びこれらの者が法人であるときはこれらの者の登記事項証明書 (6) 申請者に第14条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し (7) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図 (8) 譲受けに伴い新たな現場責任者を選任する場合は、現場責任者選任書（第15号様式）及び当該現場責任者の住民票の写し (9) 隣接土地所有者承諾書（第40号様式） (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
------------------	---

(第3面)

譲り受けようとする者が未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)			
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	性別	住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
匝瑳市土砂等の埋立て等における土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第 14条に規定する使用人（譲り受けようとする者に当該使用人がある場合）			
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	性別	住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

譲り受けようとする者が個人である場合

譲り受けようとする者				
	(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
				男・女
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に規定する使用人（譲り受けようとする者に当該使用人がある場合）				
	(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
		役職名・呼称		
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

譲り受けようとする者が法人である場合

譲り受けようとする者				
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数		株		出資の額
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の額	住 所
			割 合	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に規定する使用人（譲り受けようとする者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

第40号様式（第27条関係）

隣接土地所有者承諾書

事業者等（ ）から譲受け者（ ）への特定事業の譲受けについて、特定事業区域（特定事業場）に隣接する土地の所有者として、異議がないので同意します。

所在及び地番	地目	地積（登記簿）	摘 要

また、同意の前提として、譲受けの内容等について事業者等及び譲受け者から、
年 月 日に次のとおり説明を受け、その内容を確認しました。

(説明内容)

年 月 日

土地所有者 住所

氏名 ⑩

電話

備考 土地所有者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第 号
年 月 日

特定事業譲受け許可（却下）決定通知書

様

匝瑳市長



年 月 日付けで申請のあった特定事業の譲受けについては、下記のとおり決定することとしたので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第28条第3項の規定により通知します。

記

1 決定の内容 許 可 却下

2 許可の内容

譲受けの相手方の許可事業主等	区分： 事 業 者 ・ 施 工 者 ・ 土地所有者
	住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

3 却下の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第42号様式（第24条関係）

（第1面）
特定事業相続等届

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

許可事業主等の地位を相続等により承継したので、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第29条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可等の番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域（特定事業場）の位置	
許可等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
承継前の許可事業主等	区分 事業者・施工者・土地所有者
	住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
承継年 月 日	年 月 日
法定代理人の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
現場責任者の氏名及び職名	
承継の理由	

(第2面)

添 付 書 類	(1) 条例第29条第1項の相続、合併又は分割の事実を証する書面 (2) 届出者の住民票の写し（届出者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書） (3) 届出者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し） (4) 届出者が法人である場合は、登記事項証明書及び役員の住民票の写し (5) 届出者が条例第15条第1項第1号アからケまで及び同項第14号のいずれにも該当しない者であることの誓約書（第14号様式） (6) 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときはこれらの者の住民票の写し及びこれらの者が法人であるときはこれらの者の登記事項証明書 (7) 届出者に第14条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
------------------	---

(第3面)

届出者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所	
		男・女		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地			
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

届出者が個人である場合

届出者				
	(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
				男・女
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）				
	(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
		役職名・呼称		
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

届出者が法人である場合

届出者					
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地			
役員					
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所		
	役職名・呼称				
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）					
発行済株式の総数		株		出資の額	円
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	保有する株式 の数又は出資 の額	住 所	
			割 合		
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第14条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）					
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所		
	役職名・呼称				
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

第43号様式（第31条関係）

措置命令書

_____様

匝瑳市長



年 月 日付け第 号で許可した特定事業について、下記のとおり違反が認められることから、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第30条（第32条）の規定により、下記のとおり必要な措置を講ずるよう命ずる。

記

- 1 違反の内容

- 2 命令の内容

- 3 その他

第44号様式（第31条関係）

特定事業許可取消通知書

様

匝瑳市長



年 月 日付け第 号で許可した特定事業について、下記のとおり違反が認められることから、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第31条第1項の規定により、当該許可を取消したので通知します。

記

違反の内容

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

停止命令書

様

匝瑳市長



年 月 日付け第 号で許可した特定事業について、違反が認められることから、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第31条の規定により、下記のとおり事業の停止を命ずる。

記

- 1 違反の内容
- 2 停止期間

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第46号様式（第34条関係）

（表面）

第	号								
		写					年	月	日
			身分証明証						
		真					職名		
							氏名		
							年	月	日生
上記の者は、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第37条第1項の規定により、立入検査等を行う者であることを証明する。									
								匝瑳市長	印

（裏面）

1 この証票を携帯する者は、匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第37条第1項に規定する立入検査等を実施する者であることを証する。 2 関係人から請求があった場合は、これを提示しなければならない。 3 この身分証明証は、他人に貸与してはならない。 4 記載事項が変更になった場合又は不要になった場合は、直ちに総務課長に返納すること。 匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（抜粋） （立入検査） 第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるときは、検査の用に供するために必要な限度において当該土砂等は無償で採取させることができる。 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
